

地下水条例による規制内容

○ 条例の概要

地下水の保全と地盤沈下の防止を図るため、昭和51年3月27日に「富山県地下水の採取に関する条例」（昭和51年条例第1号）を制定し、昭和52年3月1日から規制を行っています。

(1) 指定地域

地下水採取に伴う障害が生じ、又は生ずるおそれのある地域を規制地域に、また、水文地質上、規制地域と関連を有する周辺の地域を観察地域として、表1及び図1のとおり指定しています。（詳細については、お問い合わせください。）

表1 地下水条例指定地域

区分	富山地域	高岡地域
規制地域	富山市の一部	高岡市及び射水市の一部
観察地域	富山市、上市町及び立山町の一部、舟橋村の全部	高岡市、砺波市及び射水市の一部



図1 地下水条例指定地域

(2) 規制対象揚水設備

動力を用いて地下水を採取するための設備で、揚水機の吐出口の断面積が 21cm²を超えるものを規制対象としています。ただし、温泉や可燃性ガスの採掘に伴う揚水設備及び河川区域内の揚水設備は除きます。

(3) 取水基準

規制地域内の対象揚水設備については、昭和 52 年 3 月 1 日から表 2 のとおり取水基準が適用されています。

ただし、水道事業、工業用水道事業、農業、水産養殖業、道路・鉄軌道の消雪の用途のもの等については、取水基準は適用されません。

表 2 取水基準

区分		項目	揚水機の吐出口断面積	採取する地下水の量
既設	昭和 52 年 3 月 1 日において既に設置されている揚水設備		200 cm ² 以下	1,000 m ³ / 日 以下
新設	昭和 52 年 3 月 1 日の後において新たに設置される揚水設備		150 cm ² 以下	800 m ³ / 日 以下

(4) 揚水設備の届出

地下水を採取する者は、指定地域内に規制対象揚水設備を設置しようとするときは、揚水設備の設置場所、揚水機の吐出口断面積、揚水設備の使用方法等について、設置場所を管轄する市町村を経由して知事に届け出なければなりません。

(5) 地下水採取量の測定・報告

指定地域内で地下水を採取する者であって、表 3 の揚水機の吐出口断面積を超えるものを設置する者は、水量測定器を設置し、地下水採取量を記録するとともに、その結果を地下水採取量報告書により毎年度 4 月末日までに知事に報告しなければなりません。

表 3 水量測定器を設置すべき揚水設備の規模

揚水設備の区分	揚水機の吐出口断面積
昭和 52 年 3 月 1 日において既に設置されている揚水設備	60 cm ² を超えるもの
昭和 52 年 3 月 1 日の後において新たに設置される揚水設備	21 cm ² を超えるもの